

国立大学法人群馬大学リサーチ・アシスタント実施要項

平成21.4.1 制定

改正 平成26.4.1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）における学術研究の推進、研究支援体制の充実・強化及び若手研究者の養成のため、群馬大学大学院（以下「本大学院」という。）の優秀な学生に対し、研究補助業務等を行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2 第1の研究補助業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタントとする。

(職務内容)

第3 リサーチ・アシスタントは、本学において行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(身 分)

第4 リサーチ・アシスタントは、パート教職員とする。

(採用等)

第5 リサーチ・アシスタントとして採用できる者は、本大学院の博士課程（修士課程及び博士前期課程を除く。）に在学し、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する学生とする。ただし、国費外国人留学生、日本学術振興会特別研究員（DC）である学生及び職業に就いている学生でその所属先から給与の支給を受けている者は、原則として除くものとする。

2 リサーチ・アシスタント候補者の募集及び選考は、各研究科又は学府が行う。

3 リサーチ・アシスタントの労働時間は、1週間当たり19時間以内とし、その者が受ける研究指導、授業等に支障が生じないように配慮するものとする。

4 ティーチング・アシスタントである者をリサーチ・アシスタントに採用する場合は、ティーチング・アシスタントの教育補助業務等に支障を及ぼすことがないように配慮するとともに、勤務形態の明確化、労働時間の適正管理に留意しなければならない。なお、この場合の1週間当たりの労働時間は、合計して19時間以内とする。

(給 与)

第6 リサーチ・アシスタントの1時間当たりの給与は、別表に定めるとおりとする。

2 リサーチ・アシスタントの給与は時間給のみとし、その他の給与は支給しない。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、リサーチ・アシスタントに関して必要な事項は、各研究科又は学府で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区 分	1時間当りの給与
博士課程（博士前期課程除く。）に在学する者	1,300円